

# 木材需要の創出・輸出力強化対策

令和8年度予算概算決定額 166,391千円（前年度217,547千円）

## <対策のポイント>

木質バイオマスの利用環境整備、CLT等の輸出の促進、木材利用の普及啓発の推進、特用林産物の競争力強化等による木材需要の拡大を支援するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援等を行います。

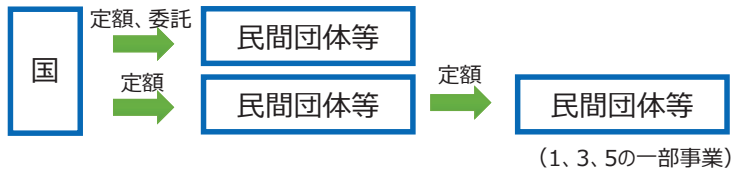
## <事業の内容>

- 1. 木質バイオマス利用環境整備事業** 68,155 (90,351) 千円  
「地域内エコシステム」の普及に向けた取組を支援するとともに、林地残材の活用を促進するための環境整備の取組を支援します。
- 2. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業** 15,000 (20,000) 千円  
CLT、構造用集成材等の海外市場におけるテストマーケティングの実践・分析等を支援します。
- 3. 「クリーンウッド」実施支援事業** 41,756 (52,848) 千円  
事業者による合法性確認の取組の支援、専門委員会の設置、違法伐採関連情報等の提供を実施します。
- 4. ウッド・チェンジ拡大促進支援事業** 23,800 (28,000) 千円  
国産材需要の拡大に向けて、ウッド・チェンジを促進するため、日本の森林資源の循環利用に資する木材利用の意義への認知向上等、普及啓発を推進します。
- 5. 特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業** 17,680 (26,348) 千円  
特用林産物の生産性向上に資する先進的取組、輸出産地づくりに向けた生産者団体等の連携強化の取組等を支援します。

## <事業イメージ>



## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1～4の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)  
(5の事業) 経営課 (03-3502-8059)

# 木材需要の創出・輸出力強化対策のうち 木質バイオマス利用環境整備事業

令和8年度予算概算決定額 68,155千円（前年度90,351千円）

## <対策のポイント>

付加価値型の地方経済の創出や、将来的なD材需要確保に向けて、小規模な熱利用を主とする「地域内エコシステム」のモデル構築の取組や関連する技術開発などを支援するとともに、エコシステムの更なる普及に向け、先行事例の情報提供、多様な関係者の交流促進及び人材育成等の機能を持つプラットフォーム（リビングラボ）の構築を支援します。また、木質バイオマス発電の燃料材不足等の課題に対応するため、林地残材の利用促進のための環境整備の取組を支援します。

## <事業の内容>

### 1. 「地域内エコシステム」展開支援事業

#### (1) 「地域内エコシステム」モデル構築事業

①「地域内エコシステム」のモデル構築に向けて、関係者による地域協議会の運営を支援します。

②燃料の品質向上等に係る技術開発・改良の取組を支援します。

#### (2) 「地域内エコシステム」リビングラボ事業

「地域内エコシステム」の普及のための情報提供、関係者の交流、計画作成支援等の機能を持つプラットフォーム（リビングラボ）の構築を支援します。

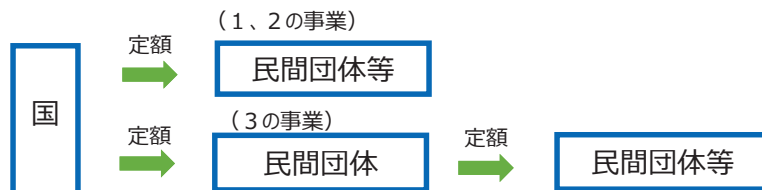
### 2. 林地残材等利用環境整備事業

増加する燃料材需要へ対応するため、林地残材の利用促進に向けた、効率的な収集・運搬作業システムの開発・実証を支援します。

### 3. 木質バイオマス利活用施設整備資金等利子助成事業

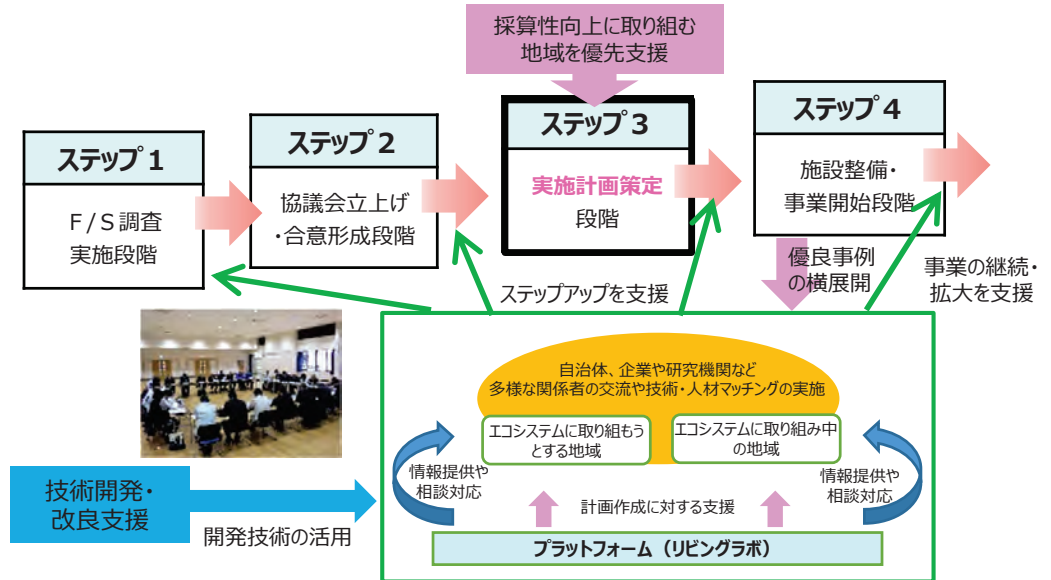
過去に整備された木質バイオマス利活用施設等への利子助成を引き続き行います。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 「地域内エコシステム」モデル構築とリビングラボによる展開支援



### 林地残材の利用促進に向けた環境整備



[お問い合わせ先] 林野庁木材利用課 (03-6744-2297)

# 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

令和8年度予算概算決定額 15,000千円（前年度20,000千円）

## <対策のポイント>

日本産CLT等のグローバル市場における販売力を高め業界全体の成長を後押しするため、**製造・流通・マーケティング等の事業者等が連携した協議会による海外の市場ニーズ・商流等を把握するためのテストマーケティングの実践・分析等**の取組を支援します。

## <事業の内容>

### 1. CLT、構造用集成材等の販売力強化・輸出基盤の構築

日本産のCLT、構造用集成材等について、**製造・流通・マーケティング等の事業者等が連携した協議会**によるアジア・オセアニア地域の市場ニーズ・商流等を把握するための**テストマーケティングの実践・分析**、分析結果等を用いた関係者への普及啓発等の取組を支援します。

## <事業イメージ>

### 1. CLT、構造用集成材等の販売力強化・輸出基盤の構築



CLT等のテストマーケティングの実践・分析、分析結果等による普及啓発



- 加工技術
- 海外販路開拓
- 広報、プロモーション方法
- 需要トレンド 等

## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2299）

＜対策のポイント＞

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用を促進し、事業者が取り扱う合法性確認木材の割合を向上させるため、**合法性確認の取組や普及啓発に対する支援や、第三者の専門委員会設置による実効性確保のほか、違法伐採関連情報の提供**を実施します。

＜事業の内容＞

1. 事業者による合法性確認の取組や普及啓発の支援

- (1) 合法性確認の実施や体制整備、人材育成等に取り組む木材関連事業者、素材生産販売事業者に対する**研修等の実施を支援**します。
- (2) 合法伐採木材等の流通促進に関する**業界団体等の関係者との意見交換会の開催、イベント出展等の普及啓発を支援**します。

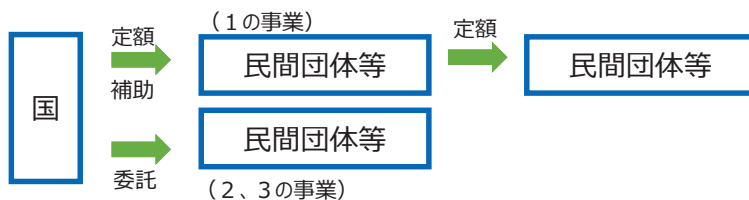
2. 専門委員会の設置・運営

合法伐採木材等の流通促進に関する**専門委員会を設置し、第三者的な立場から政府へ助言**を行い、合法性確認の実効性の向上を図ります。

3. 違法伐採関連情報等の提供

**国別・地域別の違法伐採関連情報の調査**を行い、情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じて関連情報を提供します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(CW法)  
(平成29年5月施行、令和7年4月改正法施行)

○国の責務【第4条】

- 必要な資金の確保
- 国内外における木材の生産・流通の実態、木材流通に関する法令についての情報の収集・提供
- 登録制度の周知
- 登録木材関連事業者による優良な取組の公表、教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化

○事業者の責務【第5条】

- 合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。

○事業者の義務

- 川上・水際の木材関連事業者による原材料情報の収集、合法性の確認、記録の作成・保存、情報伝達の義務【第6～8条】
- 素材生産販売事業者による情報提供の応諾義務【第9条】
- 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者への定期報告の義務【第12条】

○指導及び助言【第10条】

- 主務大臣は、木材関連事業者及び素材生産販売事業者に対し、原材料情報の収集等について、必要な指導及び助言を行う。

合法性確認の取組、普及啓発支援【補助】



- 木材関連事業者、素材生産販売事業者に対する研修を支援
- 普及啓発を支援

専門委員会の設置・運営【委託】



第三者的な視点から合法性確認に係る政府への助言を実施

違法伐採関連情報等の提供【委託】

情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」



CW法関連情報を提供



各国の制度や違法伐採関連情報を調査

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課 (03-6744-2496)

# ウッド・チェンジ拡大促進支援事業

令和8年度予算概算決定額 23,800千円（前年度28,000千円）

## <対策のポイント>

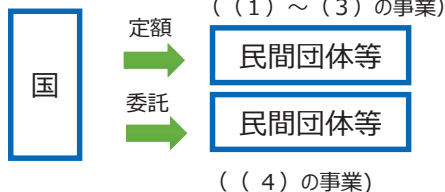
国産材需要の拡大に資する国民運動を展開するため、国民各層における、日本の森林資源の循環利用等に資する木材利用の意義への認知向上等、消費行動に確かに反映される普及啓発を推進することで、他資材への需要を木材の需要に転換する等のウッド・チェンジを促進します。

## <事業の内容>

国民各層における、森林資源の循環利用に資する木材利用の意義等への認知向上を図り、ウッド・チェンジを促進するため、以下の取組を支援・推進します。

- (1) 優れた国産材製品等を幅広い世代に発信・展開する広報
- (2) 国産材利用の意義に関する情報発信、身近な木材利用の普及を促す取組
- (3) 木育等学びの機会を充実させる活動の実践
- (4) 木材利用促進月間にかかる情報発信・普及啓発

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

他資材への需要を木材の需要に転換する等のウッド・チェンジを促進する普及啓発



優れた国産材製品や木造建築物等の展開を図るとともに、国産材利用の意義に関する情報発信・木育の機会の充実に取り組むことで、消費者や事業者が国産材を意識的に選択する行動につなげる。

## 企業活動や、暮らしにおけるウッド・チェンジを促進



【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課 (03-6744-2298)

# 特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業（継続）

令和8年度予算概算決定額 17,680千円（前年度26,348千円）

## <対策のポイント>

特用林産物の国際競争力強化を図るため、**特用林産物の生産性向上、輸出産地づくり**に向けた取組を支援します。

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 特用林産物の生産性向上

### 1. 特用林産物の生産性向上

- ① きのこ原木の需給動向に関する情報収集及び需給マッチングを支援
- ② 新技術の採用や川上事業者と連携したきのこ・薪炭向け原木の効率的な調達等の生産性向上に資する生産者の先進的取組を支援



AIを活用した椎茸の選別



重機によるきのこ原木生産

アシストスーツによる軽労化

### 2. 特用林産物の国際競争力強化

特用林産物の輸出産地づくりに向け、**生産者団体等の連携強化**の取組を支援

### 2. 特用林産物の国際競争力強化

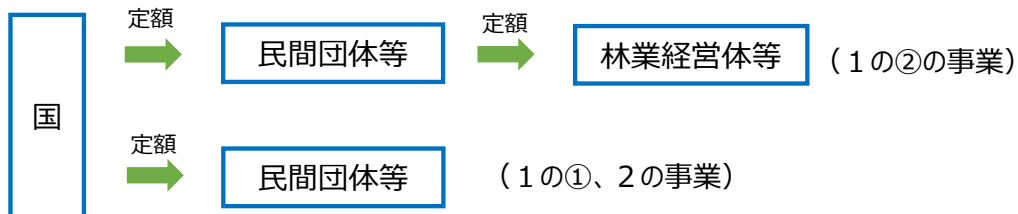


情報交換会の実施による連携強化



輸出産地の拡大、輸出量の増加

## <事業の流れ>

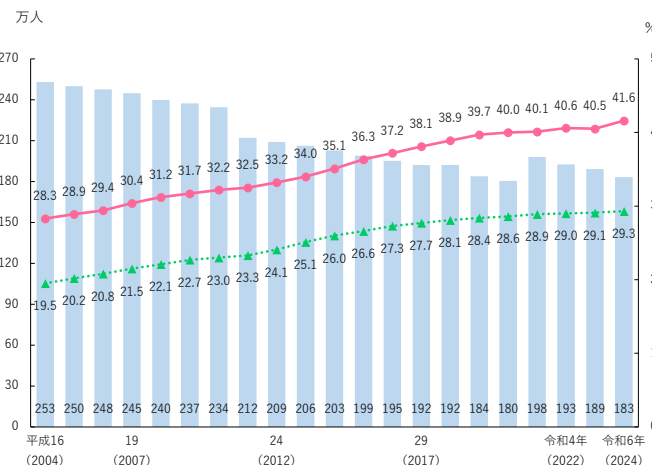


# 海業の推進について

- 漁村の交流人口は約 2 千万人と大きなポテンシャルを有しており、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業の推進により、地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要。
- **令和 8 年度末までの目標**として、**漁港における新たな海業等の取組**を、**おおむね 500 件展開**。
- この目標の達成に向けて、**漁港施設等活用事業**や**海業振興支援事業**の創設等を行い、**海業を推進**。

## ■ 漁村の交流人口及び交流施設の設置状況の推移

	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
漁村の交流人口 (千人)	19,854	20,024	20,222	18,558	20,108	23,420	23,710
水産物直売所等の 交流施設 (箇所)	1,371	1,390	1,451	1,490	1,458	1,473	1,476



資料：漁港背後集落の人口推移と高齢化率は水産庁調べ、全国の高齢化率は総務省「人口推計」（国勢調査実施年は国勢調査人口による）  
 (注：1) 高齢化率は、各区分ごとの総人口に占める65歳以上の人口の割合。  
 (注：2) 平成23 (2011)～令和2 (2020) 年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、右手、宮城及び福島県の3県を除く。



## ■ 海業の場として漁港を活用



水産物販売施設



漁業体験



岸壁前に立地するレストラン



漁村の魅力を活かした宿泊 (宿泊)

## 海業の推進のための主な取組

### (1) 改正漁港漁場整備法施行による「漁港施設等活用事業」の普及

令和 6 年 4 月に施行された「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に基づき、漁港施設の長期貸付け、水面等の長期占用等を可能とする「漁港施設等活用事業」により、漁港を活かした海業の取組を推進。

### (2) 海業振興関係予算

- 令和 6 年度補正予算及び令和 7 年度当初予算において、海業の立ち上げに必要な実証調査等に対する事業を新たに措置。
- 関係省庁等協力の下、海業に取り組む際に関連する施策をまとめた「海業支援パッケージ」を作成、周知。

### (3) 情報発信、横展開

- 水産庁において、「海業の推進に取り組む地区」を募集し、86地区を決定・公表（令和 7 年 4 月時点）。これら地区に対して、個別の助言や海業に関する情報共有を実施するとともに、「海業推進全国サミット」を開催。
- 地方公共団体、漁協・漁業関係者、民間企業、民間団体等を対象とした「海業推進全国協議会」を開催し、海業の優良な取組事例の普及・横展開等を実施。
- 大阪・関西万博「UMIGYO」の国際発信（令和 7 年 6 月）。
- 海業ポスター、海業動画、海業マンガ、漁港マスコットキャラクターの作成。

### (4) 体制

- 海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）の開設。
- 漁港漁場整備部「計画課」を「計画・海業政策課」に改組するとともに（令和 6 年 10 月）、「海業振興室」を設置（令和 7 年 4 月）。



漁港マスコットキャラクター

海業支援パッケージ

マンガ「うみぎょう!」

(左：「うみにゃーご」、中央：「ぎょっこん」、右：「うみーぎょ!」)

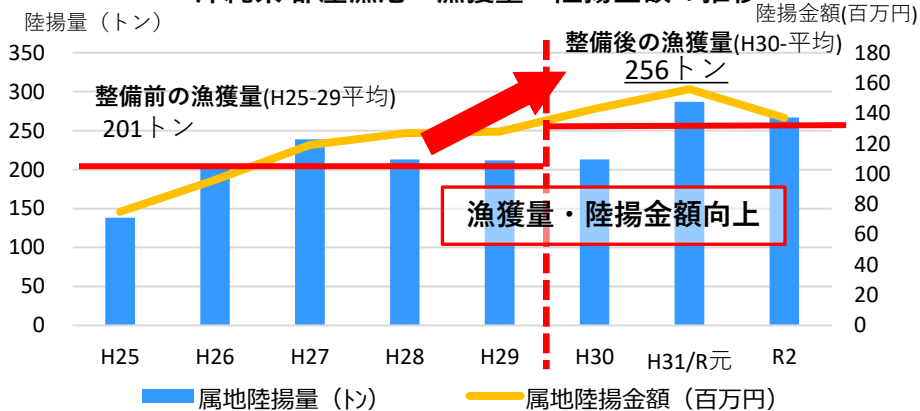
# 海業振興が水産業にもたらす効果事例

## ①直売所

場所：都屋漁港（沖縄県読谷村）  
 事業主体：読谷村漁業協同組合

- 老朽化した荷さばき所を食堂や直売所と一体的な複合施設として再整備（平成29年供用開始）。
- 直売所及び食堂で販売する食材を荷さばき所から直接仕入れるため、買い支え機能を果たしており、整備前と比較して漁獲量、陸揚金額が向上。

沖縄県 都屋漁港 漁獲量・陸揚金額の推移



## ②魚食普及食堂

場所：富浦漁港（千葉県南房総市）  
 事業主体：岩井富浦漁業協同組合

- 観光等の異業種と連携し、魚食普及食堂を整備（平成24年供用開始）。
- 地域住民や都市住民の来訪客の増加により、食堂利用客、売上が増加。提供水産物のうち、約5割を富浦漁港から仕入れ、漁獲量の向上・安定化に寄与。

千葉県 富浦漁港 漁獲量と食堂売上の推移

